

令和元年度第3回伊予市ブランド認定審査会 議事録

〈日時〉

令和元年9月20日（金）10:15 ～ 10:45

〈場所〉

伊予市役所 2階 会議室1

〈出席者〉

（委員）松本直樹、武内英治、若宮祐司、北岡正壽、友澤千代

（事務局）岡市裕二課長補佐、木下智之主査、植田一馬主任

〈次第〉

開会

1. 会長あいさつ

2. 協議事項

（1）令和元年度伊予市ブランド認定について

（2）その他

閉会

〈内容〉

【事務局】ただいまより、令和元年度第3回ブランド認定審査会を開催いたします。

本来なら経済雇用戦略課長が進行を行うところですが、本日市議会出席のため、代わって進行させていただきます。

なお、本日1名欠席となっておりますが、伊予市ブランド認定審査会条例第6条第2項により審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

まず初めに、会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【会長】おはようございます。本日はお忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の審査会は第3回ということで、事実上本日が本年度最後の一番重要な締めくくりのところではあります。百里の道を行く者は九十九里をもって半ばとするということもありますし、最終回ということで確認作業が主ではありますが、気を抜かずに、手抜かりのないように、是非ともお願ひしたいと思ひます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】ありがとうございました。

審議に入ります前に、まずお手元の資料の確認をお願いいたします。

～資料の説明及び確認～

また、傍聴要領に基づきまして、市のホームページにて審査会の開催告知を行いました。指定の期日までに傍聴希望者がいなかったことをあわせて御報告いたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

議長は、伊予市ブランド認定審査会条例第6条の「会長が会議の議長となる」という規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議長】 それでは、次第にございますように、本日は2つの議事について審議をとり行う予定です。

会議は2時間を予定しておりますが、効率のよい審議となるよう、事務局は簡潔な説明を行い、委員の意見交換に多くの時間をとりたいと考えております。

まず初めに、議案（1）令和元年度伊予市ブランド認定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、まず委員の皆様へ実施いただきました令和元年度伊予市ブランド認定審査会の採点結果について御報告いたします。

なお、前回の審査会にて御質問いただいております郷土銘菓の店こんだの「郡中ぼてと」の賞味期限についてですが、確認いたしましたところ7日間ということでしたので、こちらで御報告させていただきます。

さて、皆様より御提出いただきました審査結果におきまして、三好食品の「ぶっかけおぼろ豆腐」、株式会社オカベの「味付け食べる煮干し」、郷土銘菓の店こんだの「郡中ぼてと」「五色のねがい石」の4品全てについて、全委員が認定のボーダーとなります70点を超える採点をされておりましたので、認定の決定をしていきたいと考えております。

以上です。

【議長】 それでは、ただいま御説明いただきましたことにつきまして、全委員の採点結果が認定のボーダーである70点を超えております商品について、御質疑ございませんか。

先ほど申しましたように、全品ボーダーである70点を超えておまして、いずれの委員の採点結果をご覧いただきましても70点を下回るものはございませんでした。

いかがでしょうか。何か御質問の点はございませんか。

【事務局】 第1回目の審査会で皆さんに方針というか、決めていただいた方針に従って70点を下回るものがあつた場合には、商品について1つずつ審議いただくということにはなっておりましたが、先ほどご報告いたしましたとおり全て超えておりますので、このまま進めてしまってもよいかどうかの確認というところになります。

【議長】 70点を下回っていた場合、一品ずつご審議いただくことにはなりますが、今回は全て超えていますので、この結果をそのまま認めてよろしいでしょうかと、間違いはございませんかということです。

【委員】 はい、結構です。

【議長】 委員、いかがでしょうか。特に問題ございませんか。

【委員】 はい。

【議長】 委員、よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 委員もよろしいですか。

【委員】 はい、結構です。

【議長】 それでは、特に意見もないということで、この4つの商品につきまして、認定のボーダーである70点を超過しておりますので、認定としてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】 ありがとうございます。それでは、全員賛成、満場一致で認定としていきたく、早速この結果を市長に報告いたします。

委員の皆様、御審議ありがとうございました。

【事務局】 それでは、今の皆さんに決めていただきましたので、本日の結果につきましては9月30日の月曜日に認定証の交付式、プレス発表会を行いまして、認定開始及び公表日として進めていきたいと思っております。

なお、認定証交付式並びにプレス発表会までに、認定となりました商品の申請者に対しましては、認定通知と発表会への出席依頼を御案内する予定でおります。

また、前回の審査会でもお話ししました満期を迎えております認定品につきましては、再度審査をせず、現状の要綱を改訂しないということで前回決議いただきましたので、認定期間の更新をした認定証を発行いたしまして、各認定業者様に対して送付のみいたしていこうと思っております。以上です。

【議長】 それでは、今後の流れとしまして発表会となり、それから来年度に向けましては現状の要綱を改訂しないということになっておりますので、認定期間の更新をした認定証を発行するという送付になるということでした。以上、御説明いただいたことで何か御質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【議長】 特にないということなので、議案（2）その他に移りますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

【議長】 それでは、事務局からございますでしょうか。

【事務局】 それでは、その他といたしまして、本日御審議において認定いたしました商品を含めまして、現在幾つかの事業者におきまして、複数の商品を認定しているケースというのがございます。

とりわけ、えひめ中央農業協同組合の「中山栗」「唐川びわ」「キウイフルーツ」「温室みかん」「甘平」、続いて本日も認定となりましたが、株式会社オカベにおきましても「そのまんまシリーズ」「しらすぞうすいシリーズ」「太刀魚浜焼シリーズ」「ふんわりチーズの花ふぶきプレーン」、そして「味付け食べる煮干し」、この2事業者がそれぞれ5品目ずつ現在認定となっております。そのほかにも2品目、3品目認定の事業者もごさいます。

つきましては、本日この会にて結論を出す必要はございませんが、今後単一事業者における複数認定の上限数を設定するかどうかについて、委員の皆様のお知恵をお借りいたしたくお話しさせていただきました。

なお、考え方といたしまして、1つ目に認定に上限数は設けず、申請が出されたものについてはこれまで同様審査を行い、採点結果が70点をクリアした場合には認定としていくというもの。もう一つの考え方といたしまして、認定に上限数を設け、例えば1事業者当たりの上限を5産品までとするなど、上限数となっている事業者については、申請が出されたとしてもこの条件に従い却下するという考え方です。

いずれの考え方が正解ということはもちろんございませんが、闇雲に単一事業者の認定商品ばかりが増えてしまうという事象は避けられるかと存じます。

このことについて、次年度最初の認定審査会において結論を出していき、申請の募集をしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様の御意見をお伺いできればと考えており、次回の審査会までにそれぞれのお考えをおまとめいただきたくお願い申し上げます。

また、今回の議事録につきましては、事務局にて取りまとめを行いまして、皆様にご確認をさせていただいていく予定です。皆様の確認ができ次第、事務局にて所要の修正等を行い、市のホームページへの記載を行ってまいります。以上です。

【議長】 はい、ありがとうございます。

事業者毎に認定数の上限数を設けるかどうかという点ですが、来年度に向けての課題として残されておりますので、それまでにそれぞれ考えをまとめておいていただければということですが、その他、何か御質疑等ございますでしょうか。

【事務局】 若干の補足をさせていただきますと、事務局として先程担当が説明しましたように、幾つまででなければならないという概念はありませんが、一部の事業者ばかりが増えてしまう可能性というものもございまして、一度皆様の御意見をお伺いできればと考えております。

【事務局】 全体の認定数に対してのウエートではないですが、それが余りにも大きくなってしまいうということも考えられなくもないというところもあって提案させていただきました。

【議長】 認定数が多くある事業者の場合、例えばもし今後新しい商品で、これがベストだというものが出た際には、何か1つを認定から取り下げた上で申請し直さなければならないということでしょうか。

【事務局】上限数を決めた場合には、そのようになると思います。

【事務局】現在多いところで5品目認定している事業者がおりますので、今後増えていった場合に10品目認定となるかどうかはわかりませんが、もしかしたらというところで可能性があるのかもしれないと、事務局では考えているところです。

【議長】そういう課題が残されているということで、今回問題提起といましようか情報提供いただいたということです。

それでは、特に格段御意見等もないようですので、以上で本日の審議全て終了とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

【議長】それでは、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

委員各位の御協力に感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和元年度第3回伊予市ブランド認定審査会を閉会させていただきます。

本日は皆様、御多忙にかかわらず御出席いただき、まことにありがとうございました。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。